平成 22 年 12 月 21 日

各　位

会 社 名　　パナソニック株式会社
代表者名　　代表取締役社長　大坪　文雄
（コード：6752、東証・大証・名証　第一部）
問合せ先　　役員 財務・ＩＲグループ
ｸﾞﾙｰﾌﾟﾏﾈｰｼﾞｬｰ 河井 英明
（TEL. 06-6908-1121）

会 社 名　　パナソニック電工株式会社
代表者名　　代表取締役 社長 長榮 周作
（コード：6991、東証・大証　第一部）
問合せ先　　執行役員 経理部長 佐藤 基嗣
（TEL. 06-6908-1131）

パナソニック株式会社によるパナソニック電工株式会社の株式交換による完全子会社化に関するお知らせ

パナソニック株式会社（以下「パナソニック」といいます。）及びパナソニック電工株式会社（以下「パナソニック電工」といいます。）は、本日開催のそれぞれの取締役会において、パナソニックを株式交換完全親会社とし、パナソニック電工を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しましたので、お知らせします。

本株式交換は、平成 23 年３月２日開催予定のパナソニック電工の臨時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を受けて行われる予定です。なお、パナソニックについては、会社法第 796 条第３項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の決議による承認を受けずに行われる予定です。

また、本株式交換の効力発生日（平成 23 年４月１日（予定））に先立つ平成 23 年３月 29 日に、パナソニック電工株式は上場廃止（最終売買日は平成 23 年３月 28 日）となる予定です。

１．本株式交換による完全子会社化の目的

パナソニックは、平成 22 年７月 29 日付「パナソニック電工株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び当該プレスリリースの訂正に係る平成 22 年８月 20 日付「『パナソニック電工株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ』に関する追加開示のお知らせ」（以下併せて「本公開買付けプレスリリース」といいます。）に記載のとおり、パナソニック電工の完全子会社化をめざして、平成 22 年８月 23 日から平成 22 年 10 月６日まで、パナソニック電工株式の全てを対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しました。その結果、本日現在、パナソニックはパナソニック電工株式 621,037,219 株（パナソニック電工の発行済株式数（751,074,788 株（平成 22 年９月 30 日現在））に占める保有割合で 82.69%）を保有しております。

本公開買付けプレスリリースに記載のとおり、パナソニックは、パナソニック電工をパナソニックの完全子会社とすることを企図しており、本公開買付けにより、パナソニックはパナソニック電工株式の全て（パナソニック電工が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかったことから、パナソニック及びパナソニック電工は、この度、本株式交換により、パナソニック電工をパナソニックの完全子会社とすることといたしました。

パナソニックによるパナソニック電工の完全子会社化の目的につきましては、既に本公開買付けプレスリリース並びにパナソニック電工公表の平成 22 年７月 29 日付「支配株主であるパナソニック株式会社による当社株式に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ」等でご説明しておりますが、具体的な内容は以下のとおりです。

パナソニックは、大正７年の創業以来、「事業活動を通じて、世界中の人々のくらしの向上と、社会の発展に貢献する」、という経営理念を全ての活動の指針として、幅広くエレクトロニクス事業に取り組んできました。一方、パナソニック電工は、昭和 10 年にパナソニックから分社し、パナソニックと共通の基本理念のもと、電材部門（照明、情報機器）、電器部門（美・理容商品、健康商品、快適生活商品）、住設建材部門（水まわり設備、システムキッチン、内装建材、外装建材）、電子材料部門（電子回路基板材料、半導体封止材、プラスチック成型材料）、制御機器部門（制御部品、制御システム機器）、その他部門において、製造・販売・保守・サービス等の活動を展開しております。

その中でパナソニックは、平成 16 年に実施したパナソニック電工株式に対する公開買付けにより、パナソニック電工を連結子会社化し、以降、お客様視点で最適体制の構築を進め、商品開発においても、企画段階からの共同開発などに取り組んでまいりました。

さらにパナソニックは、平成 21 年 12 月に、三洋電機株式会社（以下「三洋電機」といいます。）を連結子会社化し、その結果、パナソニックグループは「デジタル AVC ネットワーク」、「アプライアンス」、「電工・パナホーム」、「デバイス」、「その他」に、「三洋電機」を加えた６つのセグメントを有し、エレクトロニクス分野で一層の広がりと深みを持つ企業グループとなりました。

そして平成 22 年１月８日には、この新パナソニックグループとして「2010 年度経営方針」を発表し、創業 100 周年（平成 30 年）に向けて「エレクトロニクス No.１の『環境革新企業』」を目指す、というビジョンを打ち出しました。さらに平成 22 年５月７日には、このビジョン実現への最初のステップと位置づけた３ヵ年の中期計画「Green Transformation 2012 （以下「GT12」といいます。）」を発表しました。

GT12 は、パナソニックグループ全体で、「環境貢献と事業成長の一体化」を図りながら、「成長へのパラダイム転換」と「環境革新企業の基盤づくり」に取り組み、計画終了時には「成長力溢れるパナソニックグループ」を目指すものとなっています。特に、「エナジーシステム」、「冷熱コンディショニング」、「ネットワーク AV」、「ヘルスケア」、「セキュリティ」、「LED」をグループ６重点事業として、経営リソースを大胆にシフトしていく計画です。このうち「エナジーシステム」、「冷熱コンディショニング」、「ネットワーク AV」は、グループの中核事業として全社の販売・収益を牽引することを、また、「ヘルスケア」、「セキュリティ」、「LED」の３事業は、「次代の柱事業」として大きく伸ばすことを目指しています。さらに、これらの事業を核として「家・ビル・街まるごとソリューション」を提供する中で、パナソニックグループならではの、成長の姿を追求していく方針です。

パナソニック電工も、パナソニックグループとしてのビジョン及び GT12 のコンセプトを共有した上で、平成 22 年を起点とする中期計画を策定しました。この中でパナソニック電工は、創業 100 周年に向けて自らの目指す姿を、「アジアを代表する『快適＆エコ』のグローバル企業」と定め、そこに向けた第一段階として、「AC&I（Asia, China &India）市場の徹底攻略」と「新たな成長事業の育成」に取り組んでいく計画です。具体的には、「AC&I 市場の徹底攻略」に向けて、当該地域においてボリュームゾーンへの展開を積極的に進め、現地ニーズに沿った商品開発が現地完結型で恒常的に行われる取り組みを実施し、商品力強化・生産拠点拡充・営業体制の再構築などを進める方針です。また、「新たな成長事業の育成」においては、パナソニック電工グループが強みとする「快適」を実現する提案力と、「エコ」を実現する技術力をあわせ、LED 照明器具事業やエネルギーマネジメント事業に代表される新しい市場を圧倒的にリードすることにより、新たな価値を創造し、成長事業を育成する方針です。

このようにパナソニックとパナソニック電工は、既にグループ企業として経営戦略を共有し、様々な施策を行っておりますが、パナソニックグループを取り巻く事業環境は、劇的かつ急速な変化を続けております。環境・エナジー関連市場の急拡大、新興国市場の急成長などが、事業拡大の好機をもたらす一方で、日米欧に加え韓国･台湾･中国企業などとの競争が、デジタル AVC ネットワーク分野にとどまらず、二次電池や太陽電池、電気自動車関連などの分野においても激化しております。戦略実行のスピードを上げ、さらな

る総合力の発揮に向けてあらゆる手を打たなければ、成長市場でのグローバル競争に打ち勝つことは困難になっております。

こうした中、パナソニックとパナソニック電工は、平成 22 年６月末頃から、パナソニックからの提案を契機として、両社の企業価値をさらに向上させることを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてきました。その結果、パナソニック及びパナソニック電工は、本公開買付けとその後の取引を通じてパナソニックがパナソニック電工を完全子会社化することにより、意思決定の迅速化とグループ･シナジーの最大化を実現し、「エレクトロニクス No.１の『環境革新企業』」の実現に向けた取り組みを加速していくことが、パナソニック電工の企業価値の拡大のみならずパナソニックグループ全体の企業価値拡大のために非常に有益であるとの結論に至りました。また、パナソニックは、三洋電機との間でも並行して協議・検討を重ね、同様に三洋電機の完全子会社化を実施することが三洋電機の企業価値拡大のみならずパナソニックグループ全体の企業価値拡大のために非常に有益であるとの結論に至りました。

そして、パナソニック、パナソニック電工及び三洋電機の３社は、平成 22 年７月 29 日開催のそれぞれの取締役会において、平成 23 年４月を目途に、パナソニックによるパナソニック電工及び三洋電機の完全子会社化（以下「両子会社完全子会社化」といいます。）を推進していくことを決議し、「パナソニック株式会社によるパナソニック電工株式会社及び三洋電機株式会社の完全子会社化に向けた合意のお知らせ」を発表しました。

今後、パナソニック、パナソニック電工及び三洋電機は、３社が真に一体となった新たなパナソニックグループを構築し、

① お客様接点の強化による価値創出の最大化

② スピーディで筋肉質な経営の実現

③ 大胆なリソースシフトによる成長事業の加速

を図ってまいります。

こうした姿を実現するために、平成 24 年１月を目途に、事業体制を再編します。その基本的な考え方は、「お客様価値の最大化」を基軸として、「コンシューマ」「デバイス」「ソリューション」の３事業分野ごとに、３社の事業・販売部門を統合・再編し、それぞれの事業特性に最適なビジネスモデルを構築する、というものです。各事業・各業界で、グローバル競争を勝ち抜ける体制を確立してまいります。

各事業分野における再編の方向性は、次のとおりです。

・コンシューマ事業分野

グループのマーケティング機能をグローバルに再編。その中で、前線の機能強化を図り、お客様起点の商品づくりを加速します。また、国内外のマーケティングリソースの戦略的配分により、特に海外コンシューマ事業の強化を図ります。

・デバイス事業分野

ビジネスモデルが共通するデバイスごとに、開発・製造・販売の連携を強化。マーケティングと技術が一体となり、お客様の潜在ニーズを先取りした提案型ビジネスを強化し、社内用途に依存しない自立した事業として拡大を図ります。なお、特に本分野では、三洋電機の二次電池事業、ソーラー事業などの強みやお客様ネットワークを、引き続き最大限に活かしてまいります。

・ソリューション事業分野

ビジネス顧客に対するソリューションごとに、開発・製造・販売を一元化。お客様のニーズをスピーディに捉え、最適な商品・サービス・ソリューションを最速で提供することを目指します。さらに、各ソリューションを包含した「家・ビル・街まるごとソリューション」の加速を図ります。なお、特に本分野では、パナソニック電工の強みやお客様ネットワークを、引き続き最大限に活かしてまいります。

これらとあわせて、本社部門についても、３社の組織を統合・スリム化しつつ、戦略機能を強化し、筋肉質でスピーディなグローバル本社を目指します。

具体的な再編内容については、今後、決定次第、公表してまいります。

さらに、こうした再編とあわせて、「SANYO」のブランドについては、将来的に原則「Panasonic」へ統一する方向で、検討を行ってまいります。ただし、事業・地域によっては一部「SANYO」の活用も継続する予

定です。

両子会社完全子会社化及び事業再編によって、特に、GT12 で全社の販売・収益を牽引する中核事業と位置づけている「エナジーシステム」「冷熱コンディショニング」「ネットワーク AV」の各事業において、３社の強みの融合や「まるごとソリューション」の提案力強化などが進み、グローバル競争力を加速して高めることができると考えています。「次代の柱事業」と位置づけている「ヘルスケア」「セキュリティ」「LED」の各事業においても、３社の研究開発力や市場開拓力を結集し、事業成長を加速してまいります。

また、３社の事業統合や拠点集約、本社組織の最適化・スリム化等により、さらなる経営体質・コスト競争力の強化を実現してまいります。

これらの施策を通して、パナソニックが平成 22 年５月７日に公表した中期計画 GT12 の経営目標である、平成 25 年３月期での「売上高 10 兆円、営業利益率５％以上、ROE10％、フリーキャッシュフロー３年累計 8,000 億円以上、CO2 削減貢献量 5,000 万トン（平成 17 年度基準)」を確実に実現し、さらなる上積みを目指してまいります。

２．本株式交換の要旨

（１）本株式交換の日程

株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	平成 22 年 12 月 21 日（火）
株式交換契約締結日（両社）	平成 22 年 12 月 21 日（火）
臨時株主総会基準日公告日（パナソニック電工）	平成 22 年 12 月 22 日（水）（予定）
臨時株主総会基準日（パナソニック電工）	平成 23 年１月 12 日（水）（予定）
株式交換契約承認臨時株主総会開催日（パナソニック電工）	平成 23 年３月２日（水）（予定）
最終売買日（パナソニック電工）	平成 23 年３月 28 日（月）（予定）
上場廃止日（パナソニック電工）	平成 23 年３月 29 日（火）（予定）
株式交換の予定日（効力発生日）	平成 23 年４月１日（金）（予定）

（注１）パナソニックは、会社法第 796 条第３項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う予定です。

（注２）株式交換の予定日（効力発生日）は、両社の合意により変更されることがあります。

（２）本株式交換の方式

パナソニックを株式交換完全親会社、パナソニック電工を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、パナソニックについては、会社法第 796 条第３項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の決議による承認を受けずに行う予定です。パナソニック電工については、平成 23 年３月２日開催予定の臨時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を受けた上で行う予定です。

（３）本株式交換に係る割当ての内容

会社名	パナソニック株式会社 （株式交換完全親会社）	パナソニック電工株式会社 （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当ての内容	1	0.925
本株式交換により交付する株式数	普通株式：109,549,152 株（予定）	

（注１）株式の割当比率

パナソニック電工株式１株に対して、パナソニック株式 0.925 株を割当交付します。ただし、パナソニックが保有するパナソニック電工株式（本日現在 621,037,219 株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

（注２）本株式交換により交付する株式数

パナソニックは、本株式交換に際して、本株式交換によりパナソニックがパナソニック電工株式（ただし、パナソニックが保有するパナソニック電工株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準

時」といいます。）のパナソニック電工の株主の皆様（ただし、パナソニックを除きます。）に対し、その保有するパナソニック電工株式に代わり、その保有するパナソニック電工株式の数の合計に0.925を乗じた数のパナソニック株式を交付します。なお、パナソニック電工は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するパナソニック電工の取締役会決議により、パナソニック電工が保有する自己株式及び基準時までにパナソニック電工が保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第１項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時までに消却する予定です。

また、パナソニックの交付する株式は、全てその保有する自己株式にて対応する予定であり、本株式交換における割当てに際してパナソニックが新たに株式を発行する予定はありません。なお、パナソニックの交付する株式数は、パナソニック電工の自己株式の消却等により今後修正される可能性があります。

（注３）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、パナソニックの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様については、パナソニック株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

パナソニックの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて１単元となる数の株式をパナソニックから買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

パナソニックの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式をパナソニックに対して買い取ることを請求することができる制度です。

（注４）１株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、パナソニック株式１株に満たない端数の割当てを受けることとなるパナソニック電工の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、パナソニックが１株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

（４）本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

３．本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

（１）算定の基礎

上記２．（３）「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）については、その公正性・妥当性を確保するため、パナソニック及びパナソニック電工がそれぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、パナソニックは野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、パナソニック電工は大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社（以下「大和証券 CM」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

野村證券は、パナソニックについては、パナソニックが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成22年12月20日を基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるパナソニック株式の平成22年10月８日（パナソニックによる「当社普通株式の募集に係る発行登録の取下げに関するお知らせ」公表日の翌営業日）から算定基準日までの終値平均値、平成22年11月１日（パナソニックによる「平成23年３月期 第２四半期決算短信」公表日の翌営業日）から算定基準日までの終値平均値、平成22年11月22日から算定基準日までの直近１ヶ月間の終値平均値、平成22年12月14日から算定基準日までの５営業日の終値平均値、及び基準日終値を基に分析しております。）を採用して算定を行いました。

パナソニック電工については、パナソニック電工が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成 22 年 12 月 20 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるパナソニック電工株式の平成 22 年 10 月８日（パナソニックによる「当社普通株式の募集に係る発行登録の取下げに関するお知らせ」公表日の翌営業日）から算定基準日までの終値平均値、平成 22 年 11 月１日（パナソニックによる「平成 23 年３月期 第２四半期決算短信」公表日の翌営業日）から算定基準日までの終値平均値、平成 22 年 11 月 22 日から算定基準日までの直近１ヶ月間の終値平均値、平成 22 年 12 月 14 日から算定基準日までの５営業日の終値平均値、及び基準日終値を基に分析しております。）を、また、パナソニック電工には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

パナソニック株式の１株当たりの株式価値を１とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.909～0.942
類似会社比較法	0.363～0.904
DCF法	0.939～1.227

なお、平成 22 年 12 月 21 日付にて野村證券は、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析した上で、本株式交換比率が、パナソニックにとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）をパナソニックに提出しています。

一方、大和証券 CM は、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析した上で、パナソニック及びパナソニック電工について、両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（諸条件を勘案し、平成 22 年 12 月 20 日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるパナソニック株式及びパナソニック電工株式の、平成 22 年７月 30 日（本公開買付け公表日の翌営業日）から算定基準日までの終値平均株価、平成 22 年 10 月８日（本公開買付け結果公表日の翌営業日）から算定基準日までの終値平均株価、平成 22 年 11 月 22 日から算定基準日までの直近１ヶ月間の終値平均株価、平成 22 年 12 月１日（三洋電機による「子会社（三洋半導体株式会社）株式及び債権の譲渡等に関する譲渡契約の一部変更について」公表の翌営業日）から算定基準日までの終値平均株価、及び平成 22 年 12 月 14 日から算定基準日までの５営業日の終値平均株価を基に算定しております。）を、また、両社と事業が類似する上場会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を、それぞれ採用して算定を行いました。

なお、大和証券 CM が DCF 法の前提としたパナソニック電工の利益計画は、本公開買付け時に前提とした利益計画を基礎としております。

パナソニック株式の１株当たりの株式価値を１とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.910～0.954
類似会社比較法	0.689～0.913
DCF法	0.660～0.872

なお、パナソニック電工は、下記３．（５）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換比率が、パナソニック電工の支配株主等（東京証券取引所の有価証券上場規程第 441 条の２及び同施行規則第 436 条の３に定める「支配株主その他施行規則で定める者」をいいます。）を除くパナソニック電工の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を大和証券 CM よ

り平成 22 年 12 月 21 日に受領しています。

（2）算定の経緯

パナソニック及びパナソニック電工は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に慎重に検討し、また、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの諸条件及び結果並びにパナソニック株式の市場株価水準その他の諸要因を勘案した上で、パナソニック電工株式の評価については、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として両社間で交渉・協議を重ねました。その結果、パナソニック及びパナソニック電工は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、本日開催されたパナソニック及びパナソニック電工の取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

（3）算定機関との関係

パナソニックの第三者算定機関である野村證券及びパナソニック電工の第三者算定機関である大和証券 CM はいずれも、パナソニック及びパナソニック電工からは独立した算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

（4）上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（平成 23 年４月１日を予定）をもって、パナソニック電工はパナソニックの完全子会社となり、パナソニック電工株式は平成 23 年３月 29 日付で上場廃止（最終売買日は平成 23 年３月 28 日）となる予定です。上場廃止後は、パナソニック電工株式を東京証券取引所及び大阪証券取引所において取引することができなくなります。

パナソニック電工株式が上場廃止となった後も、本株式交換によりパナソニック電工株主の皆様に割り当てられるパナソニック株式は東京証券取引所、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、パナソニック電工株式を 109 株以上保有し本株式交換によりパナソニック株式の単元株式数である 100 株以上のパナソニック株式の割当てを受けるパナソニック電工の株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、109 株未満のパナソニック電工株式を保有するパナソニック電工株主の皆様には、パナソニック株式の単元株式数である 100 株に満たないパナソニック株式が割り当てられます。そのような単元未満株式については金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、パナソニックに対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて１単元となる数の株式をパナソニックから買い増すことも可能です。かかる取扱いの詳細については、上記２．（3）の（注３）「単元未満株式の取扱い」をご参照下さい。また、本株式交換に伴い１株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記２．（3）の（注４）「１株に満たない端数の処理」をご参照下さい。

（5）公正性を担保するための措置

パナソニックは、既にパナソニック電工の発行済株式数の 82.69%を所有していることから、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関である野村證券に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考としてパナソニック電工との間で交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを本日開催の取締役会で決議しました。

なお、パナソニックは、平成 22 年 12 月 21 日付にて野村證券から、本株式交換比率が、パナソニックにとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しています。

一方、パナソニック電工は、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換

の実施にあたり、第三者算定機関である大和証券 CM に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考としてパナソニックとの間で交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを本日開催の取締役会で決議しました。

なお、パナソニック電工は、一定の前提及び留保事項を条件として、平成 22 年 12 月 21 日付で大和証券 CM より株式交換比率算定書を受領しております。また、パナソニック電工の取締役会は、本株式交換比率が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見として、一定の前提及び留保事項を条件として、本株式交換比率が、パナソニック電工の支配株主等（東京証券取引所の有価証券上場規程第 441 条の２及び同施行規則第 436 条の３に定める「支配株主その他施行規則で定める者」をいいます。）を除くパナソニック電工の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を大和証券 CM より平成 22 年 12 月 21 日に受領しています。

さらに、パナソニック電工は、リーガル・アドバイザーとして、きっかわ法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

（6）利益相反を回避するための措置

パナソニック電工は、上記大和証券 CM からの株式交換比率算定書及び意見書（フェアネス・オピニオン）並びにきっかわ法律事務所からの法的助言等を踏まえ、本日開催の取締役会において、本株式交換に関する諸条件について慎重に検討いたしました。その結果、本株式交換は、パナソニック電工の企業価値の向上に寄与するものであるとともに、本株式交換の諸条件は妥当であると判断し、本株式交換契約を締結する旨を、決議に参加した取締役の全会一致で決議いたしました。また、かかる審議に参加した監査役はいずれも、パナソニック電工の取締役会が本株式交換契約を締結することに異議がない旨の意見を述べております。

なお、パナソニック電工の取締役 15 名（うち社外取締役２名）のうち、社外取締役である北代 耿士氏は、パナソニックの顧問を兼務しているため、利益相反防止の観点から、パナソニック電工の取締役会の本株式交換に関する審議及び決議には参加しておらず、パナソニック電工の立場においてパナソニックとの交渉・協議に参加しておりません。また、パナソニック電工の監査役４名（うち社外監査役２名）のうち、社外監査役である前橋 豊氏は、パナソニックの従業員を兼務しているため、利益相反防止の観点から、パナソニック電工の取締役会の本株式交換に関する審議には参加しておりません。

４．本株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
（1） 名称	パナソニック株式会社	パナソニック電工株式会社
（2） 所在地	大阪府門真市大字門真 1006 番地	大阪府門真市大字門真 1048 番地
（3） 代表者の役職・氏名	代表取締役社長　大坪　文雄	代表取締役 社長　長榮　周作
（4） 事業内容	電気・電子機器等の製造・販売	電機・電子機器等の製造・販売
（5） 資本金	258,740 百万円	148,513 百万円
（6） 設立年月日	昭和 10 年 12 月 15 日	昭和 10 年 12 月 15 日
（7） 発行済株式数	2,453,053,497 株	751,074,788 株
（8） 決算期	３月末日	３月末日
（9） 従業員数	（連結）385,243 名	（連結）58,471 名
(10) 主要取引先	国内外の企業等	国内外の企業等
(11) 主要取引銀行	株式会社三井住友銀行	株式会社三井住友銀行 株式会社りそな銀行 株式会社三菱東京 UFJ 銀行

(12) 大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 5.15% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 4.50% MOXLEY AND COMPANY 3.96% 日本生命保険相互会社 2.73% 株式会社三井住友銀行 2.32%	パナソニック株式会社 51.00% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 2.64% 大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社 1.96% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 1.78% パナソニック電工月掛自社株投資会 1.60%

(13) 当事会社間の関係

資本関係	パナソニックは、本日現在、パナソニック電工の発行済株式数（751,074,788株）の82.69%に相当する621,037,219株を所有しております。
人的関係	パナソニックの顧問１名、従業員１名がそれぞれ、パナソニック電工の社外取締役、社外監査役に就任しております。
取引関係	パナソニックはパナソニック電工との間で、パナソニック電工に対する製商品、材料等の販売取引、及びパナソニック電工からの製商品、材料等の仕入取引を行っております。
関連当事者への該当状況	パナソニック電工は、パナソニックの連結子会社であり、関連当事者に該当します。

(14) 最近３年間の経営成績及び財政状態

決算期	パナソニック株式会社（連結、米国基準）			パナソニック電工株式会社（連結、日本基準）		
	平成20年３月期	平成21年３月期	平成22年３月期	平成20年３月期	平成21年３月期	平成22年３月期
純資産	4,256,949	3,212,581	3,679,773	734,709	685,607	685,720
総資産	7,443,614	6,403,316	8,358,057	1,151,917	1,076,746	1,120,932
１株当たり株主資本(円)	1,781.11	1,344.50	1,348.63	934.87	869.47	871.23
売上高	9,068,928	7,765,507	7,417,980	1,719,612	1,597,807	1,457,486
営業利益	519,481	72,873	190,453	83,923	31,851	35,866
経常利益	－	－	－	83,472	31,266	36,665
株主に帰属する当期純利益	281,877	△378,961	△103,465	45,450	△13,845	8,553
１株当たり当期純利益(円)	132.90	△182.25	△49.97	61.44	△18.72	11.56
１株当たり配当金(円)	35.00	30.00	10.00	25.00	18.75	12.50

(注１) 平成22年９月30日現在。ただし、特記しているものを除きます。

(注２) 単位は百万円。ただし、特記しているものを除きます。

(注３) パナソニックは米国会計基準を採用しており、「経常利益」に該当する項目がないため記載を省略しております。

(注４) パナソニック電工については、「１株当たり株主資本」ではなく、「１株当たり純資産」の金額を記載しております。

５．本株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
（１） 名　　称	パナソニック株式会社
（２） 所 在 地	大阪府門真市大字門真 1006 番地
（３） 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大坪 文雄
（４） 事 業 内 容	電気・電子機器等の製造・販売
（５） 資 本 金	258,740 百万円
（６） 決 算 期	３月末日
（７） 純 資 産	現時点では確定しておりません。
（８） 総 資 産	現時点では確定しておりません。

６．会計処理の概要

パナソニックにおいて、本株式交換は、米国会計基準に基づき資本取引として処理される見込みであり、のれんは発生しない見込みです。

７．今後の見通し

パナソニック電工は、既にパナソニックの連結子会社であるため、本株式交換によるパナソニック及びパナソニック電工の業績への影響は、いずれも軽微であると見込んでおります。

８．支配株主との取引等に関する事項

パナソニックはパナソニック電工の発行済株式数の 82.69%を保有していることから、本株式交換は、パナソニック電工による支配株主との取引等に該当します。

パナソニック電工が、平成 22 年７月 20 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書（以下「コーポレート・ガバナンス報告書」といいます。）で示している「４.その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情」に関する本株式交換における適合状況は、以下のとおりです。

パナソニック電工は、上記３．（５）「公正性を担保するための措置」及び３．（６）「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じていますが、かかる対応はコーポレート・ガバナンス報告書の記載内容に適合していると考えております。

また、パナソニック電工の取締役会は、本株式交換比率が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見として、一定の前提及び留保事項を条件として、本株式交換比率がパナソニック電工の支配株主等（東京証券取引所の有価証券上場規程第 441 条の２及び同施行規則第 436 条の３に定める「支配株主その他施行規則で定める者」をいいます。）を除くパナソニック電工の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を大和証券 CM より平成 22 年 12 月 21 日に受領しております。

なお、コーポレート・ガバナンス報告書で示している「４.その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情」の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関して」における支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護に関する記載は以下のとおりです。

上場企業として独立した立場で経営の決定を行い、その決定の客観性を高めるため、親会社出身者以外の社外役員に意見を求めることなどにより、親会社を利する取引、当社ひいては少数株主を害する取引を防止しております。

以　上

（参考）当期連結業績予想及び前期連結実績

パナソニック（当期連結業績予想は平成22年7月29日公表分）　（単位：百万円）

	売上高	営業利益	税引前利益	当社株主に帰属する当期純利益
当期業績予想（平成23年3月期）	8,900,000	310,000	210,000	85,000
前期実績（平成22年3月期）	7,417,980	190,453	△29,315	△103,465

パナソニック電工（当期連結業績予想は平成22年7月23日公表分）　（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想（平成23年3月期）	1,510,000	60,000	58,000	23,000
前期実績（平成22年3月期）	1,457,486	35,866	36,665	8,553

パナソニックは、パナソニックとパナソニック電工との間の株式交換（「パナソニック電工株式交換」）並びにパナソニックと三洋電機との間の株式交換（「三洋電機株式交換」）に伴い、FORM F-4 による登録届出書を米国証券取引委員会（「SEC」）に提出いたしました。パナソニック電工株式交換及び三洋電機株式交換（「対象株式交換」）に関し提出したFORM F-4 には、目論見書（PROSPECTUS）及びその他の文書が含まれております。FORM F-4の効力が発生した場合、対象株式交換を承認するための議決権行使が行われる予定である株主総会の開催日前に、FORM F-4 の一部として提出された目論見書が、対象会社（パナソニック電工または三洋電機）の米国株主に対し発送される予定です。FORM F-4 及び目論見書には、対象会社及びパナソニックに関する情報、対象株式交換及びその他の関連情報などの重要な情報が含まれております。対象会社の米国株主におかれましては、その株主総会において対象株式交換について議決権を行使される前に、対象株式交換に関連してSEC に提出された、及び提出される可能性のあるFORM F-4、目論見書及びその他の文書を注意してお読みになるようお願いいたします。対象株式交換に関連してSEC に提出される全ての書類は、提出後にSEC のインターネットウェブサイト（WWW.SEC.GOV）にて無料で公開されます。なお、かかる書類につきましては、お申し込みに基づき、無料にて配布いたします。配布のお申し込みは、下記記載の連絡先にて承ります。

〒571-8501
大阪府門真市大字門真 1006 番地
パナソニック株式会社
財務・ＩＲグループ　ＩＲチーム　山村　方人
電話：06-6908-1121
メール：irinfo@gg.jp.panasonic.com
ＵＲＬ：http://panasonic.co.jp/

本プレスリリースには、パナソニックグループの「将来予想に関する記述（forward-looking statements）」（米国1933年証券法第27条Aおよび米国1934年証券取引法第21条Eに規定される意味を有する）に該当する情報が記載されています。本プレスリリースにおける記述のうち、過去または現在の事実に関するもの以外は、かかる将来予想に関する記述に該当します。これら将来予想に関する記述は、現在入手可能な情報に鑑みてなされたパナソニックグループの仮定および判断に基づくものであり、これには既知または未知のリスクおよび不確実性ならびにその他の要因が内在しており、それらの要因による影響を受ける恐れがあります。かかるリスク、不確実性およびその他の要因は、かかる将来予想に関する記述に明示的または黙示的に示されるパナソニックグループの将来における業績、経営結果、財務内容に関してこれらと大幅に異なる結果をもたらすおそれがあります。パナソニックグループは、本プレスリリースの日付後において、将来予想に関する記述を更新して公表する義務を負うものではありません。投資家の皆様におかれましては、1934 年米国証券取引法に基づく今後の米国証券取引委員会への届出等においてパナソニックの行う開示をご参照下さい。

なお、上記のリスク、不確実性およびその他の要因の例としては、次のものが挙げられますが、これらに限られるものではありません。かかるリスク、不確実性およびその他の要因は、パナソニックおよびパナソニック電工の有価証券報告書等にも記載されていますのでご参照ください。

●米国、欧州、日本、中国その他のアジア諸国の経済情勢、特に個人消費および企業による設備投資の動向
●多岐にわたる製品・地域市場におけるエレクトロニクス機器および部品に対する産業界や消費者の需要の変動
●為替相場の変動　（特に円、米ドル、ユーロ、人民元、アジア諸国の各通貨ならびにパナソニックグループが事業を行っている地域の通貨またはパナソニックグループの資産および負債が表記されている通貨）
●資金調達環境の変化等により、パナソニックグループの資金調達コストが増加する可能性
●急速な技術革新および変わりやすい消費者嗜好に対応し、新製品を価格・技術競争の激しい市場へ遅滞なくかつ低コストで投入するパナソニックグループの能力
●他企業との提携またはM&A（公開買付けおよび株式交換によるパナソニック電工および三洋電機の完全子会社化を含む）で期待どおりの成果を上げられない可能性
●パナソニックグループが他企業と提携・協調する事業の動向
●多岐にわたる製品分野および地域において競争力を維持するパナソニックグループの能力
●製品やサービスに関する何らかの欠陥・瑕疵等により費用負担が生じる可能性
●第三者の特許その他の知的財産権を使用する上での制約
●諸外国による現在および将来の貿易・通商規制、労働・生産体制への何らかの規制等（直接・間接を問わない）
●パナソニックグループが保有する有価証券およびその他資産の時価や有形固定資産、のれんなどの長期性資産および繰延税金資産等の評価の変動、その他会計上の方針や規制の変更・強化
●地震等自然災害の発生、感染症の世界的流行その他パナソニックグループの事業活動に混乱を与える可能性のある要素